〈種別変更〉　組合員 ⇒ 短期組合員

【<u>組合員証の記号・番号は変わりません</u>ので、組合員証はそのまま使用してください。】

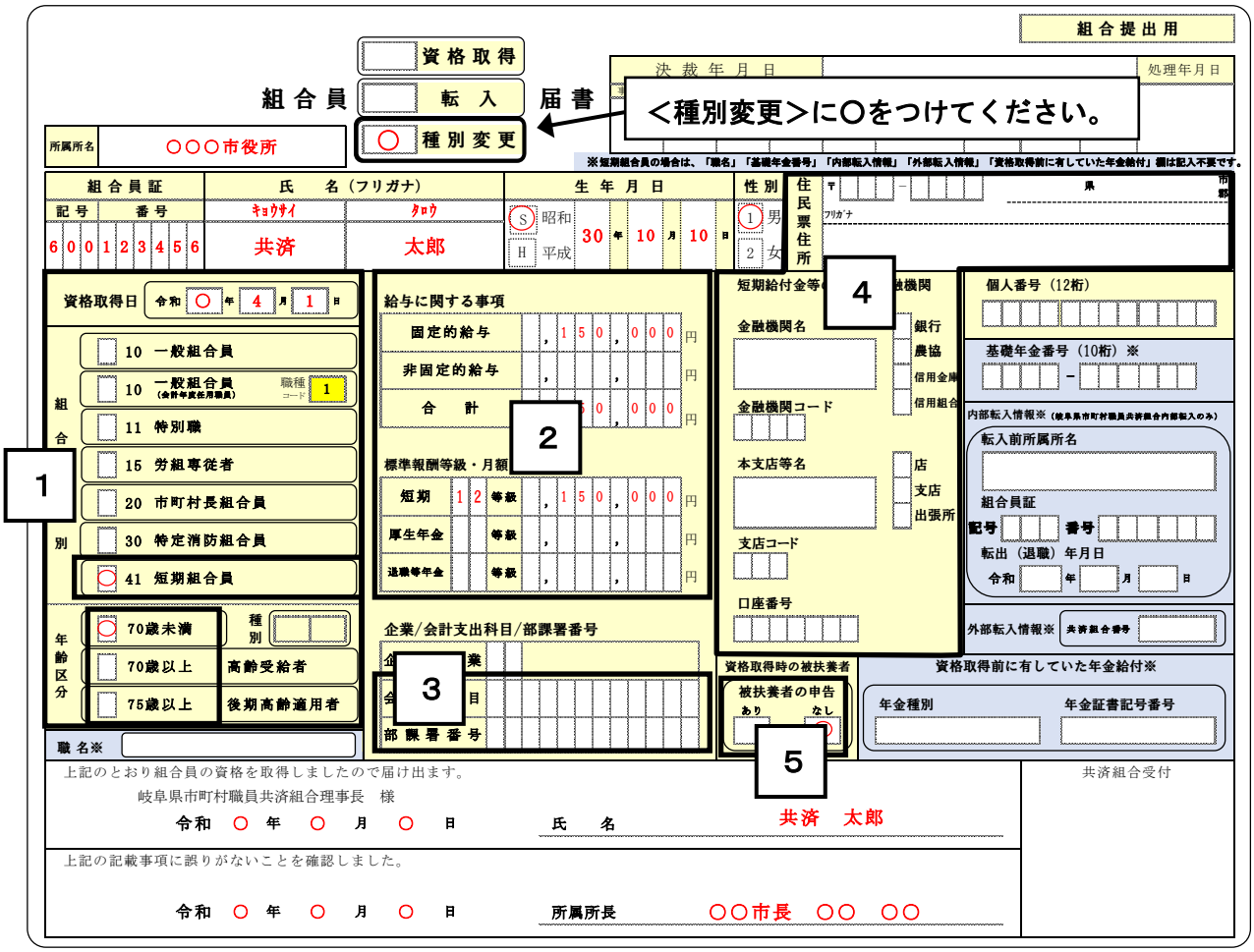

1	資格取得日の欄に種別が変更となった日を記入し、組合員種別･年齢区分の欄には該当する箇所に○をつけてください。
2	**厚生年金保険法で適用される報酬月額等を「短期」のみ記入してください。** （厚生年金の標準報酬月額に合わることになります。）
3	必要に応じて１～12 桁以内の会計支出科目及び部課署番号が登録できます。
4	種別変更前と変更がなければ記入の必要はありません。
5	組合員の時と同じ状況でも「被扶養者申告書」を提出してください。 **その場合の添付書類は必要ありません。**<u>注意１</u>

【添付書類】

・退職届書【年－１】

・組合員期間等証明書【年－２】

・被扶養者が「あり」の場合、「被扶養者申告書」【扶－３】（扶養手当の有無及び担当者印は必須）

<u>注意１：被扶養配偶者の場合は、「国民年金第３号被保険者関係届」が必要です。</u>【扶－９】